

白河甲子高原合宿誘致推進事業助成金交付要綱

令和2年7月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市・西郷村にスポーツ・文化合宿を誘致することにより、東日本大震災及び原発事故による風評被害払拭や、交流人口の拡大及び本地域の合宿環境のPRを図るため、県内施設を利用して合宿を行う県内外の団体に予算の範囲内で交付する白河甲子高原合宿誘致推進事業助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

(1) 大学等

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校及び中学校

(2) 団体

学校等の学生又は生徒及び監督、コーチ等の指導者を含む複数の者で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール等

(3) 宿泊施設

ホテル、旅館、民宿等の宿泊料金の支払いを要する施設

(大学等が自ら所有する宿舍、キャンプ場、ログハウス、バンガロー、貸別荘、自炊型宿泊施設、公営施設(青少年交流の家、自然の家等)を除く。)

(4) 合宿

県内外の大学等の団体が本地域(白河市・西郷村)の宿泊施設に宿泊してスポーツ・文化活動等の練習を行うもの

(交付の対象となる合宿)

第3条 助成金の交付の対象となる合宿は、次の各号の要件を全て満たしたものとする。

(1) 本地域外の大学等の団体が合宿により本地域内の宿泊施設に連続して2泊以上宿泊し、かつ、延べ宿泊者数が30人泊以上であること。

(2) 本地域内のスポーツ・文化施設等を利用すること。

(3) 各種大会、会議等への参加を目的とするものでないこと。

(4) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。

(5) 公序良俗に反しないものであること

(助成金額)

第4条 助成金額は別表に定める宿泊助成金に温泉助成金を加えた額とする。ただし、宿泊助成金の上限は6万円とする。また、同一年度内において、同一団体の助成は1回限りとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、白河甲子高原合宿誘致推進事業助成金交付申請書(様式

第1号)に、次に掲げる書類を添えて、合宿開始の14日前までに白河甲子高原観光開発協議会(以下協議会という。)に提出しなければならない。なお、協議会は申請書等を先着順に受け付けるものとする。

- (1) 合宿計画書(様式第2号)
- (2) 合宿参加者名簿(様式第3号)
- (3) その他必要と認める書類

(変更等の承認の申請)

第6条 事業内容に下記の変更等が生じ、その承認を受けようとする場合は、白河甲子高原合宿誘致推進事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を協議会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 助成金交付申請額を変更すること。
- (3) 第3条の各号のいずれかに該当しなくなること。

(実績報告)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、白河甲子高原合宿誘致推進事業助成金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、合宿終了後の14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- (1) 請求書(様式第7号)
- (2) 合宿実績書(様式第8号)
- (3) 宿泊証明書(様式第9号)
- (4) その他必要と認める書類

(助成金の支払)

第8条 協会は、実績報告を精査した結果、交付要件を満たすと認められるときには、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 協会は、助成金の交付を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

別表

1 助成金の交付額

(1) 宿泊助成金

述べ宿泊者数に1泊当たり2,000円を乗じて得た金額。

(2) 温泉助成金

合宿期間中に本地域内の温泉施設等の利用を行った場合の入浴料の1人当たり500円（入浴料が500円未満の場合はその額）を宿泊助成金とは別に交付する。